

管理不全空家等について

管理不全空家等とは…

空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項において、適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等と定義されています。

特定空家等又は管理不全空家等であるか否かの判断

「放置した場合の悪影響ごとに、それぞれに掲げる状態の例を参考として総合的に判断する。なお、放置した場合の悪影響及び状態の例によらない場合も、個別の事案に応じて適切に判断する必要がある。

管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針 (ガイドライン)

- ・ 保安上危険に関して参考となる基準
- ・ 衛生上有害に関して参考となる基準
- ・ 景観悪化に関して参考となる基準
- ・ 周辺の生活環境の保全への影響に関して参考となる基準

特定空家等又は管理不全空家等の流れ

<状態>

【良】

空家の発生

新設

管理不全空家等

特定空家等

活 用

指導→**勧告**

悪化の防止
(管理の確保)

指導→**勧告**→命令→代執行

新設

住宅用地特例解除
(固定資産税増)

住宅用地特例解除
(固定資産税増)